

# 自治体経営改革推進計画書

(令和元年度～令和4年度)

小 牧 市

# 目 次

<b>I</b>	<b>自治体経営改革推進計画について</b> .....	<b>1～4</b>
1.	これまでの取組み.....	1
2.	計画の位置づけ.....	2
3.	取組期間.....	2
4.	計画の体系.....	3～4
<b>II</b>	<b>個別計画</b> .....	<b>5～33</b>
<b>1.</b>	<b>協働・情報共有</b>	
(1)	協働によるまちづくりの環境を充実します.....	5～7
(2)	地域コミュニティ活動を推進します.....	8～9
(3)	情報共有を推進します.....	10～11
<b>2.</b>	<b>行政サービス</b>	
(1)	ICTを活用し市民の利便性を向上します.....	12～14
(2)	窓口業務などを改善・充実します.....	15
(3)	民間活力の活用や連携を推進します.....	16～17
<b>3.</b>	<b>行政運営</b>	
(1)	時代に即した人材マネジメントの推進と組織体制の整備を行います.....	18～22
(2)	人と組織を生かす内部統制体制を整備します.....	23
(3)	AI・RPA等も活用し効果的・効率的な行政運営を推進します.....	24～26
<b>4.</b>	<b>財政運営</b>	
(1)	歳入確保の取組みを強化します.....	27～28
(2)	歳出の削減と合理化を推進します.....	29～30
(3)	健全で計画的な財政運営を推進します.....	31
(4)	計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します.....	32～33

# I 自治体経営改革推進計画について

## 1. これまでの取組み

本市においては、変化し続ける社会経済情勢や自治体を取り巻く環境に対応するため、次のとおり、昭和61年度からの4次にわたる行政改革大綱、平成26年度よりスタートした第6次小牧市総合計画新基本計画とその具体的な取組項目を定めた推進計画等に基づき、継続的に行政改革に取り組んできました。

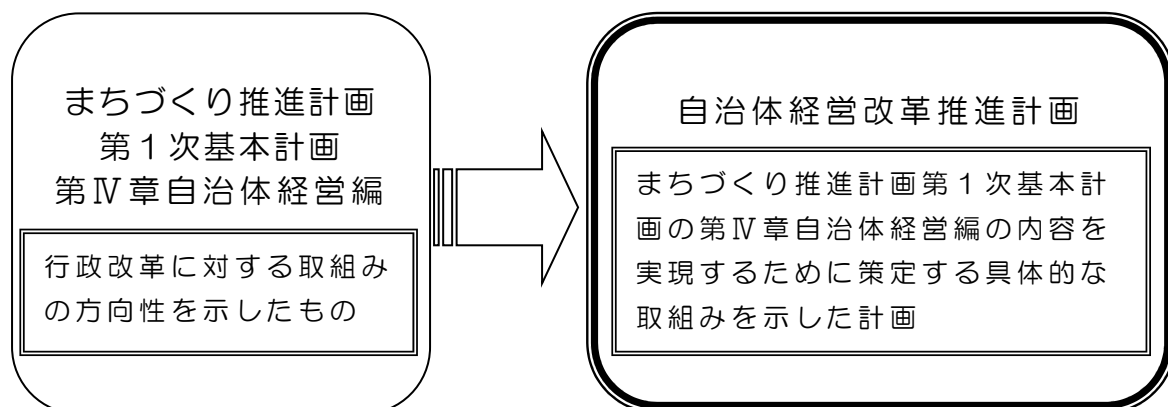
### 【行政改革の主な経過】

時 期	内 容
昭和57年1月	民間機関による行政診断
昭和61年3月	「小牧市行政改革大綱」策定 ・ 事務事業の見直し ・ 組織、機構の簡素合理化 ・ 給与の適正化 ・ 定員管理の適正化 ・ 民間委託・OA化等事務改革の推進 ・ 会館等公共施設の管理運営の合理化
平成8年11月	「第2次小牧市行政改革大綱」策定 ・ 事務事業の見直し ・ 時代に即応した組織・機構の見直し ・ 定員管理及び給与の適正化の推進 ・ 職員の能力開発等の推進 ・ 行政の事務改革の推進 ・ 公共施設の管理運営の合理化 ・ 市民参加による行政運営の確保
平成13年12月	「第3次小牧市行政改革大綱」策定（平成14年度～18年度） ・ 市民参加による行政運営の充実と市民サービスの向上 ・ 健全な行財政運営と行政評価システムの導入 ・ 新たな人事制度の構築と効率的な行政体制の確立
平成17年3月	「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（総務事務次官通知）
平成18年3月	「小牧市集中改革プラン」策定（平成17年度～21年度） ・ 事務事業の見直し ・ 民間委託等の推進 ・ 定員管理の適正化 ・ 給与の適正化 ・ 外郭団体の見直し ・ 経費節減等の財政効果
平成19年3月	「第4次小牧市行政改革大綱」策定（平成19年度～23年度） ・ 新たな社会の変化に対応した行政運営 ・ 健全な財政運営 ・ 効率的な組織の確立

平成24年 1月	「第4次小牧市行政改革大綱（改訂版）」策定 （平成23年度～25年度） ・第4次大綱の骨格を継承し、第6次小牧市総合計画により明らかにされた課題等と整合を図る。
平成24年 4月	「～改革と創造の市政実現に向けて～小牧市重点改革プラン」策定 （平成23年度～26年度） ・マニフェストに掲げた行政改革項目の実現と第4次小牧市行政改革大綱（改訂版）の推進
平成26年 4月	「自治体経営改革推進計画（平成26年度～平成30年度）」策定 ・行政改革大綱にあたるものを第6次小牧市総合計画新基本計画の一部に位置付け、一体的な運用を図る。

## 2. 計画の位置づけ

小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画の第IV章自治体経営編の内容を、着実かつ集中的に推進するための具体的な取組みを示した「自治体経営改革推進計画（令和元年度～令和4年度）」を策定するものです。



## 3. 取組期間

自治体経営改革推進計画の取組期間は、小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画の期間に合わせて、令和元年度から令和4年度までの4年間とします。

## 4. 計画の体系

自治体経営改革推進計画は、「小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画」の第IV章自治体経営編に位置付けられた4つの基本施策の展開方向に対して、計画期間内に本市が取り組むべき具体的な事項を定めるものとします。

ただし、環境変化等によって新たにに取り組むべき課題が発生するなどした場合は、適宜取組項目の見直し等を行い、その時々状況に応じた最適な手法により行政改革を推進します。

※ 担当課名に付してある(※)は、令和2年4月1日からの担当課であることを示しています。

まちづくり推進計画		No.	取組項目	担当課
基本 施策	展開方向			
1 協働・ 情報共有	1 協働によるまちづくりの環境を充実します	1	自治基本条例の推進	支え合い協働推進課(※)
		2	(仮称)生涯学習・市民活動連携センターの整備	支え合い協働推進課(※)
		3	市民活動支援、協働機会の充実	支え合い協働推進課(※)
		4	産学官連携の充実	支え合い協働推進課(※)
	2 地域コミュニティ活動を推進します	5	地域協議会の設立・活動支援	支え合い協働推進課(※)
		6	こまき支え合いいきいきポイント制度(地域ポイント)の推進	支え合い協働推進課(※)
		7	自治会活動等の支援	自治会支援室(※) 支え合い協働推進課(※)
	3 情報共有を推進します	8	情報提供の充実	広報広聴課
		9	広聴機能の充実	広報広聴課
		10	審議会等の市民参画の推進	行政改革課(※)
		11	情報公開の推進	総務課
2 行政サービス	1 ICTを活用し市民の利便性を向上します	12	個人番号カード(マイナンバーカード)の普及・各種サービスの利便性向上	秘書政策課 市民窓口課(※)(各支所) 関係課
		13	自動応答システムの導入	広報広聴課
		14	市民レポートシステム「まちレポこまき」の運用	広報広聴課
		15	施設予約制度の改善	文化・スポーツ課(※) 関係課
	2 窓口業務などを改善・充実します	16	窓口業務の改善	行政改革課(※) 市民窓口課(※)(各支所) 関係課
	3 民間活力の活用や連携を推進します	17	指定管理者制度、民間移管の活用	行政改革課(※)
		18	民間委託、連携の推進	行政改革課(※)

3	行政運営	1 時代に即した人材マネジメントの推進と組織体制の整備を行います	19	定員管理の適正化及び多様な人材の確保	人事課(※)	
			20	柔軟な職員体制・配置	人事課(※)	
			21	人事評価制度の推進	人事課(※)	
			22	人材育成方針、行動規範の策定・推進	人事課(※)	
			23	ハラスメント防止体制の強化	人事課(※)	
			24	職員研修制度の充実	人事課(※)	
			25	ワーク・ライフ・バランスの推進	人事課(※)	
			26	職員の接遇能力の向上	人事課(※)	
			27	創造性・機動性の高い組織体制の整備	行政改革課(※)	
			28	組織横断的なプロジェクトチームの活用	行政改革課(※)	
3	行政運営	2 人と組織を生かす内部統制体制を整備します	29	内部統制の機能強化	行政改革課(※)	
			3 AI・RPA等も活用し効果的・効率的な行政運営を推進します	30	行政評価制度の推進	行政改革課(※)
				31	戦略会議の開催	秘書政策課 関係課
				32	広域連携の推進	秘書政策課 関係課
				33	提案・改善報告制度の推進	行政改革課(※)
				34	業務の棚卸	行政改革課(※)
				35	AI、RPAなどの導入・活用	行政改革課(※)
36	入札制度改革の推進	契約検査課				
4	財政運営	1 歳入確保の取組みを強化します	37	使用料・手数料の見直し	財政課	
			38	新たな自主財源の確保	財政課 関係課	
			39	市税等の収納率維持のための取組み	収税課 債権回収特別対策室	
		2 歳出の削減と合理化を推進します	40	経常的経費の削減	財政課	
			41	小牧市公共工事コスト改善プログラムの推進	契約検査課	
			42	既存補助金等の見直し	財政課	
		3 健全で計画的な財政運営を推進します	43	基金や市債の計画的な活用	財政課	
			44	公金運用の推進	会計課	
		4 計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します	45	公共施設適正配置計画の見直し	資産管理課	
			46	公共施設のバリアフリー化・省エネルギー化の推進	資産管理課	
47	公共施設の保全計画の構築		資産管理課			

## Ⅱ 個別計画

### 1. 協働・情報共有

#### (1) 協働によるまちづくりの環境を充実します

##### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市民活動団体数	112 団体	↑
協働による事業実施数	43 事業	↑

##### 【具体的な取組項目】

No. 1	自治基本条例の推進	担当課	支え合い協働推進課(※)	
現状と課題 (～H30)	平成 27 年度に施行した自治基本条例について、パンフレットの作成・配布やこまき地域づくりフォーラム、広報こまきへの掲載等を通じて周知啓発に努めている。しかしながら、自治基本条例を知っている市民の割合は低位で推移してきており、さらなる周知啓発が必要である。			
取組内容 (R1～R4)	効果的な周知啓発の取り組みを企画実施するとともに、一定期間を経過した時点で、条例による効果等について検証を行う。			
取組計画	R1	R2	R3	R4
	実績	予定		
条例の周知及び普及の取組み	企画実施			
条例の第一次検証			準備	実施

No. 2	(仮称)生涯学習・市民活動連携センターの整備	担当課	支え合い協働推進課(※)	
<b>現状と課題</b> (~H30)	<p>市民活動センターについては、市内における市民活動を活性化するための核的拠点として、平成 17 年度に市公民館内に開設し、さまざまな市民活動支援の取組みを通じて多くの市民活動団体等の育成支援や協働のまちづくりの推進に努めてきた。</p> <p>しかしながら、現在のセンターの面積は約 100 m<sup>2</sup>であり、センターの役割や重要性が年々高まってきている中、狭隘化が否めない状況になってきているため、新たな市民活動センターを整備し、さらなる機能拡充を図る。</p>			
<b>取組内容</b> (R1~R4)	<p>新たな(仮称)生涯学習・市民活動連携センターに必要な機能を整備するとともに、センターの位置づけや役割をあらためて見直し、設置の目的や役割、名称等を設置管理条例で担保する。また、関係する部署や機関によって構成される会議体を設置し、定期的にセンターのあり方等について協議を行う。</p>			
<b>取組計画</b>	R1	R2	R3	R4
	実績	予定		
センターの機能や役割等の検討	検討	条例化	施行	
施設整備	設計	整備		
会議体の設置	会議開催			



<b>No. 3</b>		<b>市民活動支援、協働機会の充実</b>		<b>担当課</b>	<b>支え合い協働推進課※</b>
<b>現状と課題</b> (～H30)	<p>市民活動に対する金銭的支援策として、平成 17 年度から「市民活動助成金交付制度」を運用し、市民が自主的・自立的に行う公益活動に要する必要の一部を助成している。</p> <p>また、市内における市民活動の総合的な拠点である市民活動センターを開設し、活動に対する相談・助言等の支援を行っている。</p> <p>さらには、平成 24 年度に「協働提案事業化制度」を創設し、協働事業を実施しやすい環境づくりに努めるとともに、平成 29 年度から令和元年度の 3 ヶ年にかけて「協働診断業務」を実施し、協働事業化が可能な事業の分析・検討を進めている。</p> <p>あわせて、市民のまちづくりの意識の向上の場として市民討議会を開催した。</p>				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	<p>「協働提案事業化制度」及び「市民活動助成金交付制度」については、それぞれの制度の活用度を高めるため、引き続き協働や市民活動への意識啓発と、制度の PR に取組むとともに、市民討議会を開催する。</p> <p>また、新しく整備し、機能を強化する（仮称）生涯学習・市民活動連携センターを核として、新たな支援制度を検討・実施する。</p>				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
協働提案事業化制度					
NPO・市民活動支援制度					
協働診断業務					
新たな支援制度の検討					

<b>No. 4</b>		<b>産学官連携の充実</b>		<b>担当課</b>	<b>支え合い協働推進課※</b>
<b>現状と課題</b> (～H30)	<p>産学官それぞれが持つ知的・人的・物的資源を相互活用することで、魅力あるまちづくり及び地域産業の振興を図るため、平成 20 年 1 月に小牧市・小牧商工会議所・近隣 5 大学による産学官連携協定を締結した。</p> <p>地域の課題に対して、学術研究の成果を活かした効果的な施策展開を図るとともに、次代を担う人材を育成するため、産学官連携を実施してきたが、その連携事業数は若干減少している。</p>				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	<p>これまでの連携事業を実施するとともに、新たなる連携事業の推進に向けて取り組む。</p>				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
産学官連携					

## 1. 協働・情報共有

### (2) 地域コミュニティ活動を推進します

#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
地域ポイント（地域協議会関係）の参加者数	8人	↑
地域ポイント制度を活用している地域協議会の数	1協議会	↑
区長を対象にした研修会などの参加者数	232人	↑

#### 【具体的な取組項目】

No. 5	地域協議会の設立・活動支援	担当課	支え合い協働推進課(※)
<b>現状と課題</b> (～H30)	地域協議会は8小学校区で設立され、「学区防災訓練」「地域ポイント制度を活用した高齢者の生活支援」などの課題解決事業を実施し、市としても人的・財政支援を行っている。今後も未設立の小学校区に対して、設立に向け働きかけるとともに、市が地域協議会を支援する根拠となる条例の制定も含めた認定制度の構築が必要である。		
<b>取組内容</b> (R1～R4)	全16小学校区の設立を推進するとともに、設立された地域協議会に対して活動を支援する。また、地域協議会推進市民会議の検討を経て地域協議会の認定制度の構築を図るとともに、地域協議会代表者会議を通じた地域協議会間の情報共有を図ることで活動の活性化を図る。		
<b>取組計画</b>	R1	R2	R3
	<b>実績</b>	<b>予定</b>	
地域協議会設立の推進	実施		
地域協議会認定制度	準備	実施	
地域協議会の活動支援	実施		

No. 6	こまき支え合いいきいきポイント制度（地域ポイント）の推進	担当課	支え合い協働推進課(※)	
<b>現状と課題</b> (～H30)	<p>市民が、地域での支え合い助け合い活動に参加するきっかけづくりとして、平成29年10月に本制度を施行した。</p> <p>設立済みの地域協議会において、地域福祉の取り組みが協議される場で他市町の活動事例や制度の説明をし、本制度を活用した住民主体の高齢者支援活動を推進した。</p> <p>平成30年6月には篠岡小学校区地域協議会が市内で最初の高齢者支援チーム「しのおか おたすけ隊」を結成し、庭の草取りや電球交換などの支援を行った。他の地域協議会に対し、篠岡小学校区の取り組みを参考に横展開を図り、地域ポイントを活用した支援活動が市内全域に広まるよう、地域協議会の設立推進と併せて啓発する。</p>			
<b>取組内容</b> (R1～R4)	<p>平成31年4月に味岡小学校区地域協議会が、篠岡小学校区の活動を参考に「あじおか おたすけ隊」を結成し、地域ポイントを活用している。</p> <p>小牧原、大城、本庄、桃ヶ丘小学校区については既に福祉活動に関する協議がなされているため、篠岡小、味岡小の取り組みを情報提供し、必要性や実現性を吟味した上で展開できるよう支援していく。</p> <p>あわせて、お互いさまサポーターに対し、研修会や勉強会等を実施し、質の向上に努める。</p>			
<b>取組計画</b>	R1	R2	R3	R4
地域協議会による地域ポイントの活用				
お互いさまサポーターの質の向上（支援範囲の拡充）				

No. 7	自治会活動等の支援	担当課	自治会支援室(※) 支え合い協働推進課(※)	
<b>現状と課題</b> (～H30)	<p>住民自治の推進が図られるよう、地域のリーダーである区長及び区長会の活動に対して支援を行った。また、地域のコミュニティ活動の拠点となる集会施設及びコミュニティセンターについては、指定管理者に管理運営を委託し、利用者の利便性向上及び地域活動の活性化を図った。</p>			
<b>取組内容</b> (R1～R4)	<p>自治会活動マニュアルの充実や区長を対象にした研修会を実施するなど自治会活動への支援を行う。また、集会施設・コミュニティセンターの適切な管理に努める。</p>			
<b>取組計画</b>	R1	R2	R3	R4
区長会活動の支援				
集会施設・コミュニティセンターの管理				

## 1. 協働・情報共有

### (3) 情報共有を推進します

#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市ホームページへのアクセス件数	491,599件/月	↑
市SNSのフォロワー数	6,324人	↑
広報こまきを毎号読んでいる市民の割合	69.7%	↑

#### 【具体的な取組項目】

No. 8	情報提供の充実	担当課	広報広聴課			
<b>現状と課題 (～H30)</b>	<p>市政情報や市の魅力の発信など、市内外に広くPRするため、広報こまきをはじめとした紙媒体による情報提供のほか、市ホームページ、SNSによる情報発信、ケーブルテレビでの市政情報番組の放映など、様々な媒体を活用し、幅広いPR活動に努めている。</p> <p>まだまだ十分な情報が市民に行き渡っていない現状もあり、時流に合った情報提供の方法を研究・検討するとともに、届けたい情報のターゲットを意識した、常に新しいPR活動にチャレンジすることも重要である。</p>					
<b>取組内容 (R1～R4)</b>	市民に市政情報をわかりやすく提供するとともに「広報こまき」、ホームページ、SNSを組み合わせ、効果的に情報を発信する。					
<b>取組計画</b>	R1	R2	R3	R4		
	<b>実績</b>	<b>予定</b>				
広報こまきの発行	実施					
ホームページの活用	実施					
SNSの活用	実施					

<b>No. 9</b>	<b>広聴機能の充実</b>	<b>担当課</b>	広報広聴課
<b>現状と課題</b> (～H30)	市民ニーズに基づく市政を実現するため、また市民の意見を聴く機会の充実を図るため、タウンミーティング、市民の声を実施した。		
<b>取組内容</b> (R1～R4)	広聴機能の充実のため、タウンミーティングの実施や市民の声・パブリックコメントの推進に取り組む。		
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>
	<b>実績</b>	<b>予定</b>	
タウンミーティングの実施	実施		
市民の声・パブリックコメントの推進	実施		

<b>No. 10</b>	<b>審議会等の市民参画の推進</b>	<b>担当課</b>	行政改革課(※)
<b>現状と課題</b> (～H30)	平成 27～28 年度にかけ、要綱等に基づき設置している審議会等について、全庁的に位置付けを見直し、条例設置による「附属機関」とそれ以外の「附属機関に準ずる機関」へ整理を行った。 「小牧市審議会等設置及び運営指針」に基づき、審議会等の公募委員の登用に取り組んできたが、会議の性質上、公募になじまない会議もあり公募委員の登用率は伸び悩んでいる一方で、近年の市政への市民参加については、パブリックコメント制度やワークショップ手法などが活用されており、多様な市民参加形式の中での審議会等のあり方について整理する必要がある。		
<b>取組内容</b> (R1～R4)	市政への市民参加を促進し、透明で開かれた市政を推進するため、他自治体の取組事例を調査し、登用率の向上策や他の市民参加手法の活用状況、審議会等のあり方について検討し、「小牧市審議会等設置及び運営指針」の見直しを行う。		
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>
	<b>実績</b>	<b>予定</b>	
小牧市審議会等設置及び運営指針の見直し		調査	検討
			実施

<b>No. 11</b>	<b>情報公開の推進</b>	<b>担当課</b>	総務課
<b>現状と課題</b> (～H30)	公開会議の開催案内及び会議録をホームページ等に掲載しているが、会議録の公開が速やかに行われていないものがある。 平成 24 年 9 月からは、告示・公告をホームページに掲載することとした。		
<b>取組内容</b> (R1～R4)	全庁的な周知、研修等を実施し、速やかなホームページへの掲載に努めるなど、行政の透明化を図るために情報の公開を一層推進させる。		
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>
	<b>実績</b>	<b>予定</b>	
公開会議の開催案内及び会議録のホームページ等への掲載	実施		
告示及び公告のホームページへの掲載	実施		

## 2. 行政サービス

### (1) ICT を活用し市民の利便性を向上します

#### 【進捗状況を測定するための指標】








指標名	基準値	目指す方向
マイナンバーカードの交付率	13.73%	↑
コンビニ交付の交付件数	3,873 枚	↑
市民レポートシステムを知っている市民の割合	7.6%	↑

#### 【具体的な取組項目】

No. 12	個人番号カード（マイナンバーカード）の普及・各種サービスの利便性向上	担当課	秘書政策課 市民窓口課(※) (各支所) 関係課	
現状と課題 (～H30)	これまで、住民票の写しなどの各種証明書をコンビニエンスストア等で交付するサービスを導入し、平成 30 年 4 月からコンビニ交付手数料を窓口交付手数料の半額の 100 円に引き下げた。またカード交付促進のため、窓口で写真の無料撮影を含めたマイナンバーカードの申請補助を行っている。 マイナンバーカードを健康保険証として利用することが予定されていることから、更なる交付促進が必要となる。			
取組内容 (R1～R4)	個人番号カード（マイナンバーカード）の多目的利用に向けた調査検討を行う。 公共施設の利用カードとしての利用について導入の検討を進める。 国の消費活性化策に対応した市民のマイキーID 設定支援を行う。 企業等へ出向きマイナンバーカードの申請受付を行う。 マイナンバーカードの申請時来庁方式（本人限定郵便で受け取る方式）を行う。 マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき令和 4 年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有できるように普及促進を行っていく。			
取組計画	R1	R2	R3	R4
	実績	予定		
カードの多目的利用	調査・検討・実施			
消費活性化策への対応	準備	実施		
マイナンバーカードの出張申請受付の実施	検討	実施		
申請時来庁方式の導入	準備	実施		

<b>No. 13</b>	<b>自動応答システムの導入</b>	<b>担当課</b>	広報広聴課		
<b>現状と課題</b> (～H30)	市民からの問合せは、日々多く寄せられているが、受付時間は市役所の開庁時間に限られている。一方、仕事などで開庁時間に問合せができない市民も少なくない。このような状況に対して、市ではホームページの内容を充実させる等、対応を行っているものの、掲載されている多くの情報から市民が必要とする情報にたどり着くことが容易ではない状況もある。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	AI 技術を活用した自動応答システムを導入し、市民が24時間365日、いつでも気軽に問合せができる環境をつくり、市民サービスの向上を図る。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
自動応答システムの導入	準備	導入			

<b>No. 14</b>	<b>市民レポートシステム「まちレポこまき」の運用</b>	<b>担当課</b>	広報広聴課		
<b>現状と課題</b> (～H30)	道路の陥没など地域の課題について、市民から情報提供いただく新たなシステムの導入に向け、調査・研究を進め、検討を行った。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	令和元年7月より、LINE を活用した市民レポートシステム「まちレポこまき」の運用を開始し、道路の不具合において、市民からの情報提供を受け対応する。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
市民レポートシステム「まちレポこまき」の運用	準備	実施			

No. 15	施設予約制度の改善		担当課	文化・スポーツ課(※) 関係課	
<b>現状と課題 (～H30)</b>	市内の文化施設、体育施設等に端末 40 台を設置し、利用者の身近な施設で施設予約ができるようにしている。 インターネット上で、施設の予約状況を確認できるが、予約はできない仕様となっている。 R1 年 10 月に、リース満了に伴うシステム機器の更新にあわせて、現行システムの更新を行った。				
<b>取組内容 (R1～R4)</b>	料金支払い方法の見直しに取り組むとともに、システム機器の次回更新（R6.10 月～）にあわせて、新予約システムの導入を検討する。次期システムのあり方を検討する中で、「現システム継続 or 愛知県システムの利用 or 全く別システムの導入等」やインターネット予約の検討を進める。				
取組計画	R1	R2	R3	R4	
	実績	予定			
料金支払い方法の見直し					
新施設予約システムの導入					
施設予約ルールの見直し					



## 2. 行政サービス

### (2) 窓口業務などを改善・充実します

#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
休日窓口（市民課）での取扱件数	—	↑
支所窓口（拡充業務）での取扱件数	—	↑
取扱業務を拡充した支所数	1	↑

No. 16	窓口業務の改善	担当課	行政改革課(※) 市民窓口課(※)(各支所) 関係課	
現状と課題 (~H30)	<p>平成 29 年度より順次、市民課証明等発行窓口や異動窓口での取扱業務を拡充した。</p> <p>平成 30 年 10 月より、市民の利便性の向上と本庁舎の混雑の緩和を図るため、篠岡支所における取扱業務を拡充するとともに、同年度末より繁忙期の臨時窓口の開設や月 1 回の休日窓口を実施した。</p> <p>今後も様々な手段により、窓口業務の手続きの簡素化や迅速化など利便性の向上を推進する必要がある。</p>			
取組内容 (R1~R4)	<p>日曜日の休日窓口の開庁日時を拡充するとともに、取扱業務の拡充を検討する。（仮称）おくやみコーナー（死亡に伴う各種手続きを行うワンストップ窓口）の開設、さらなる支所窓口業務の拡充を実施するほか、窓口業務の改善に継続的に取り組み市民の利便性向上を図る。</p>			
取組計画	R1	R2	R3	
	実績	予定		
窓口業務の改善				
（仮称）おくやみコーナーの開設				
味岡支所・北里支所窓口業務の拡充				

## 2. 行政サービス

### (3) 民間活力の活用や連携を推進します

#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
指定管理者制度導入施設に満足している利用者の割合	—	↑
新規に外部委託した業務の件数	0件	↑

#### 【具体的な取組項目】

No. 17	指定管理者制度、民間移管の活用	担当課	行政改革課(※)			
現状と課題 (～H30)	<p>「小牧市指定管理者制度に関する指針」を適宜見直すとともに、指針に基づき、指定管理者制度の適正な活用に取り組んできた結果、平成31年4月1日現在、公の施設352施設のうち、118施設に指定管理者制度を導入した。(うち公募は14施設)</p> <p>また、保育園については、延長保育や休日保育など多様な保育ニーズに対応しながら民間移管を進めた。</p>					
取組内容 (R1～R4)	<p>民間活力の導入によるサービスの向上を図るため、指定管理者制度を活用しながら、制度の効果的かつ円滑な運用に向けて指針の見直しを随時行う。</p> <p>また、制度導入から10年以上が経過し、施設の適切な管理運営が継続できるようモニタリング手法の改善に向けた検討を行う。</p>					
取組計画	R1	R2	R3	R4		
	実績		予定			
指定管理者制度に関する指針の見直し						
モニタリング手法の改善						

<b>No. 18</b>		<b>民間委託、連携の推進</b>			<b>担当課</b>	<b>行政改革課(※)</b>
<b>現状と課題 (～H30)</b>	「民間委託推進計画（平成 25～30 年度）」をもとに、新たな対象業務を追加しながら、ごみ収集業務、東部学校給食センターの調理及び配膳業務等の民間委託を実施するとともに、平成 30 年 4 月からは、クリーンセンター（し尿及びし尿浄化槽汚泥の処理施設）の長期包括施設管理委託業務を開始した。					
<b>取組内容 (R1～R4)</b>	限られた人材で様々な業務に効果的・効率的に対応するため、今度も「民間委託の推進に関する指針」に基づき、市民サービスの向上や経費削減等の費用対効果を見極めながら業務の委託を進める。 また、必要に応じて民間事業者との対話（サウンディング調査）などの効果的な事業実施に向けた連携を行う。					
<b>取組計画</b>		<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
		<b>実績</b>	<b>予定</b>			
指針に基づく新規委託の検討		実施				

### 3. 行政運営

#### (1) 時代に即した人材マネジメントの推進と組織体制の整備を行います

##### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
自課の組織目標を認識して職務に取り組んでいる職員の割合	—	↑
行動規範の内容を理解している職員の割合	—	↑
窓口などでの職員の対応に満足している市民の割合	87.3%	↑
組織横断的なプロジェクトチームの設置数	3	↑

##### 【具体的な取組項目】

No. 19	定員管理の適正化及び多様な人材の確保	担当課	人事課(※)			
<b>現状と課題</b> (～H30)	これまでも定員管理の適正化を進めてきた中で、引き続き、定員管理の適正化を進めるとともに、少数精鋭ながらも市民サービスの維持・向上を図るために多様な人材を確保・活用する必要がある。 また、令和2年度から開始する会計年度任用職員の適切な活用も含めて検討する必要がある。					
<b>取組内容</b> (R1～R4)	簡素で効率的な行財政運営を行うために、職員数の適正な管理と会計年度任用職員を含めた適正な職員配置を進めて行く。 また、効率的で質の高い行財政運営を展開する上で、必要となる人材を確保するために、キャリアや経験を重視した社会人採用や専門的知識を保有した人材の採用を行う。					
			R1	R2	R3	R4
			実績	予定		
職員配置の適正化			実施			
社会人採用の実施			実施			
任期付職員の採用			実施			

<b>No. 20</b>	<b>柔軟な職員体制・配置</b>	<b>担当課</b>	<b>人事課(※)</b>		
<b>現状と課題</b> (～H30)	年度単位を基本とした、行政活動にあわせた職員配置を基本に、人事異動等を実施しているが、社会情勢の変化や行政需要の急速な拡大に迅速かつ柔軟に対応する必要がある。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	引き続き、行政運営の効率化及び円滑化並びに迅速化を図るために、年度途中の人事異動や、職員の流動的配置など柔軟で機能的な職員配置制度を活用する。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
年度途中の人事異動	▶ 実施				
流動的配置制度の活用	▶ 実施				

<b>No. 21</b>	<b>人事評価制度の推進</b>	<b>担当課</b>	<b>人事課(※)</b>		
<b>現状と課題</b> (～H30)	平成20年度に人事評価制度を本格導入し、平成21年度から評価結果を管理職に反映。平成24年度からは主査以上の役職者へ反映した。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	引き続き給与水準の適正化に努めるとともに、行政サービスの一層の向上に向け、職員のモチベーション向上や成長を図るため、引き続き人事評価制度の改善を施しながら推進する。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
給与水準の適正化	▶ 実施				
人事評価制度の運用	▶ 実施				

<b>No. 22</b>	<b>人材育成方針、行動規範の策定・推進</b>	<b>担当課</b>	<b>人事課(※)</b>		
<b>現状と課題</b> (～H30)	現在の人材育成基本方針は策定から15年近くが経過し、これからの時代に対応した人材育成方針や行動規範の策定が必要となっている。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	高度・多様化する市民要望に応えるために、これからの時代に対応した人材育成方針と職員の行動規範を策定する。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
人材育成方針の策定・運用	▶ 策定	▶ 実施			
行動規範の策定・運用	▶ 策定	▶ 実施			


<b>No. 23</b>		<b>ハラスメント防止体制の強化</b>			<b>担当課</b>	<b>人事課(※)</b>
<b>現状と課題</b> (～H30)	平成 30 年 4 月からハラスメントの防止及び排除のため、行政経営課内に、職員向けに「相談苦情処理窓口」を設置し、職場等のハラスメントの相談を受けている。相談窓口については、職員に対して周知し、利用しやすい環境づくりに努める必要がある。					
<b>取組内容</b> (R1～R4)	職場等におけるハラスメントの防止するため、研修を実施する。また、職員が職場等におけるハラスメントの疑いや、強いストレスを受けた場合など、必要に応じて行政経営課内の相談苦情処理窓口を利用してもらう。					
<b>取組計画</b>		<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
		<b>実績</b>	<b>予定</b>			
ハラスメント防止研修の実施		実施				
相談苦情処理窓口の設置、活用		実施				

<b>No. 24</b>		<b>職員研修制度の充実</b>			<b>担当課</b>	<b>人事課(※)</b>
<b>現状と課題</b> (～H30)	自ら考えながら研修が受講できるよう選択型研修や資格取得支援制度の導入、自主研究グループなど自学型研修の充実を図った。多様化・専門化する市民ニーズ等に対応するため、職員に求められる能力が高度化・専門化するとともに、研修内容も時代に適応したものへと見直す必要がある。					
<b>取組内容</b> (R1～R4)	高度・多様化する市民要望に應えるために、高度な専門知識・技能・実務を習得させるとともに、自ら学習する自学のプロセスを支援する。研修委員会等での意見を踏まえ、他自治体等の研修内容も参考に専門研修、実務研修など研修メニューの充実や、研修制度の一部見直し等を実施する。					
<b>取組計画</b>		<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
		<b>実績</b>	<b>予定</b>			
派遣研修の充実（国、県、他自治体、専門研修機関）		実施				
自学型研修の充実		実施				
研修メニュー、制度の充実		実施				

<b>No. 25</b>	<b>ワーク・ライフ・バランスの推進</b>	<b>担当課</b>	<b>人事課(※)</b>		
<b>現状と課題</b> (～H30)	行政需要の多様化や国や県からの権限移譲に伴い、市が担う業務が増加する中、20時退庁や夏季朝型勤務制度などに取り組んできたが、引き続きワーク・ライフ・バランスを推進し職員のモチベーションを向上させる等の必要がある。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	20時退庁や夏季朝型勤務制度などワーク・ライフ・バランスの推進を継続し生産性を高めながら時間外勤務を縮減し、職員が意欲的・効率的に働く職場風土を醸成する。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
20時退庁、夏季朝型勤務制度の運用	実施				

<b>No. 26</b>	<b>職員の接遇能力の向上</b>	<b>担当課</b>	<b>人事課(※)</b>		
<b>現状と課題</b> (～H30)	市民に親しまれ信頼される職員となるように、若手職員を中心に職員の接遇対応の向上を図ってきた。引き続きアンケート調査などをもとに来庁者の満足度を高め、市民サービスの向上を図るとともに、市役所に対する信頼感や親しみやすさを醸成する必要がある。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	職員研修のほか日常業務によりコミュニケーション能力や接遇能力を高めるとともに、引き続き職員による接遇対応の向上を図る活動を実施し、市民の満足度を高める。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
さわやか対応推進グループによる啓発活動	実施				
職員研修	実施				

<b>No. 27</b>	<b>創造性・機動性の高い組織体制の整備</b>	<b>担当課</b>	<b>行政改革課(※)</b>		
<b>現状と課題</b> (～H30)	平成26年度以降、第6次小牧市総合計画新基本計画にあわせ、創造性・機動性の高い組織の構築に向けて組織改正を行うとともに、その後も新たな行政課題に迅速に対応するため所掌事務の見直しや組織改正を行った。 まちづくり推進計画の内容に基づいた組織体制とするための検討を進めてきた。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	まちづくり推進計画の内容に基づく組織体制を整備する。また、施策の進捗度やその時々行政課題に対応するため、必要に応じて、事務分掌や組織の見直しを行うことで、常に効果的で効率的な組織体制を維持する。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
組織の見直し	実施				
所掌事務の見直し	実施				

No. 28	組織横断的なプロジェクトチームの活用	担当課	行政改革課(※)	
<b>現状と課題</b> (～H30)	<p>一つの部署のみでは対応困難な臨時又は特別の行政課題に柔軟に対応するために、新たな部署を設けるのではなく、組織横断的なプロジェクトチームを設置、活用してきた。</p> <p>通常の組織体制のみでは、複雑多岐にわたる市民ニーズや行政課題に対応することが困難な場合があり、今後も柔軟かつ機動的な対応ができる組織横断的なプロジェクトチームの活用が必要である。</p>			
<b>取組内容</b> (R1～R4)	<p>複数の組織にわたる課題の解決にあたっては、関係部署が連携して対応する横断的な組織を積極的に設置・活用する。</p>			
<b>取組計画</b>	R1	R2	R3	R4
	実績	予定		
組織横断プロジェクトの設置・活用				



### 3. 行政運営

#### (2) 人と組織を生かす内部統制体制を整備します

##### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
リスク評価でのリスク対応状況の不備割合	—	↓
自分の職場のリスクを認識している職員の割合	—	↑

##### 【具体的な取組項目】

No. 29	内部統制の機能強化	担当課	行政改革課(※)
現状と課題 (～H30)	<p>内部統制整備の一環として、自治体を取り巻く多種多様なリスクに対応するとともに、行政運営に対する市民からの信頼を得るため、平成23年度から継続してリスクマネジメントに取り組み、リスクの洗い出しやリスク対応策の整備を進めている。</p> <p>また、平成29年6月に地方自治法が一部改正され、本市は努力義務であるものの、地方公共団体のガバナンス強化を目的として、令和2年4月より都道府県及び指定都市に対して、内部統制制度の導入が義務付けられた。</p>		
取組内容 (R1～R4)	<p>業務におけるAI、RPAなどの活用という状況を踏まえながら、リスクマネジメントに取り組むとともに、内部統制の重要性に関する職員意識のより一層の向上や、国から示された内部統制制度の基本的な枠組みや他の自治体などの取り組みなどを参考にしながら、適切な内部統制の整備を進める。</p>		
取組計画	R1	R2	R3
	実績	予定	
内部統制制度の導入・実施	検討・試行		導入
リスクの洗い出し・回避策の策定	実施		

### 3. 行政運営

#### (3) 効果的・効率的な行政運営を推進します

##### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
行政評価による削減額（累計）	20,697 千円	↑
提案制度に基づく取組みの実施件数	9 件	↑
AI・RPAを導入した事業数	0	↑

##### 【具体的な取組項目】

No. 30	行政評価制度の推進	担当課	行政改革課(※)
現状と課題 (~H30)	<p>事務事業評価は、主に事務事業の改善などを目的に平成 17 年度から、施策評価は、主に新基本計画の進捗管理・経営資源の最適配分などを目的に、平成 29 年度から本格導入した。</p> <p>限られた経営資源の最適配分を行うために「選択と集中」が必要であるということ職員が十分に理解して PDCA を回すことや、行政評価、実施計画、予算編成等の各制度間の連動をより一層高めていくことが課題である。</p>		
取組内容 (R1~R4)	<p>限られた経営資源のもと効果的・効率的な行財政運営を行うために、施策評価と事務事業評価について、より客観的な視点も取り入れるなど必要に応じて改善を図りながら実施する。</p>		
取組計画	R1	R2	R3
	実績	予定	
施策評価			実施
事務事業評価	実施		

No. 31	戦略会議の開催	担当課	秘書政策課 関係課
現状と課題 (~H30)	<p>新たな行政課題に即応できるよう、有識者を交えた意見交換をする市政戦略会議について、庁内関連部署と連携して運営する。市政戦略本部設置当初は、市政戦略係がすべての戦略会議の事務局機能を担っていたが、内容に応じた柔軟な対応が必要である。</p>		
取組内容 (R1~R4)	<p>新たな行政課題に即応できるよう、有識者を交えた意見交換ができる市政戦略会議の設置運営を行う。開催にあたっては、内容に応じて関係部課と役割分担をして庁内連携を図る。</p>		
取組計画	R1	R2	R3
	実績	予定	
戦略会議の設置・開催	必要に応じて設置・開催		

<b>No. 32</b>	<b>広域連携の推進</b>	<b>担当課</b>	秘書政策課 関係課		
<b>現状と課題</b> (～H30)	効果的・効率的な自治体経営の観点から、ごみ処理など一部事務組合で実施する取組みのほか、電力の特定規模電気事業者（PPS）からの共同購入や、消防通信指令事務、権利擁護支援センターの共同運用などを行っている。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	引き続き周辺市町と協議し、広域的な視点から、業務の連携、効率化等について検討する。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
周辺市町との連携による広域課題に対応するための調査・研究					

<b>No. 33</b>	<b>提案・改善報告制度の推進</b>	<b>担当課</b>	行政改革課(※)		
<b>現状と課題</b> (～H30)	職員の積極的な創意工夫と仕事への主体的な取り組みを促進するとともに、効率的な業務遂行と働きやすい職場の実現を図るため、提案制度と改善報告制度を実施している。 平成26年度より、提案制度は原則、部で1つ以上、改善報告制度は原則、1係1改善を報告する運用とし制度の活性化を図ったほか、職場のモチベーションが高まるよう表彰式の見直し等を行った。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	市民サービスの向上やコスト削減のほか、職場の活性化等の観点から、引き続き職員の創意工夫や改善意欲を生かした制度とするよう、他自治体の取組手法を調査するなど見直しを図りながら実施していく。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
他自治体の調査					
提案制度					
改善報告制度					

<b>No. 34</b>	<b>業務の棚卸</b>	<b>担当課</b>	行政改革課(※)		
<b>現状と課題</b> (～H30)	地方分権などの影響により自治体職員の業務量は増加している。また、会計年度任用職員制度や幼児教育無償化など国や県による制度変更や少子高齢化の進行による扶助費増加など、今後財政負担が増加していくことも予想されている。そのような中で、職員の働き方改革を行いながら、市民サービスの品質の維持・向上を図りつつ、継続して提供していくためには、より一層、業務の効率化など生産性の向上を図っていくことが必要である。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	業務の棚卸を通じて、業務プロセス・手順や業務量の「可視化」を行い、業務上の課題を検証することで、事務事業の見直しなどの改善に向けた取組みに繋げる。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
業務の棚卸					

<b>No. 35</b>		<b>AI、RPAなどの導入・活用</b>		担当課	行政改革課(※)
<b>現状と課題</b> (～H30)	多様化・複雑化する市民ニーズや増加する行政課題に限られた職員数で対応する必要があり、近年、さらなる行政事務の効率化や生産性の向上、効果的な施策推進に向けて、定型的な業務に対して AI-OCR・RPA などを活用して対応することが求められている。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	AI-OCR・RPA を活用し、データの読取及び入力等の定型であり非専門的な業務について、自動化を行うことで、業務の効率化を実現する。令和元年 5 月に行った実証実験結果をふまえ、AI-OCR 及び RPA が活用できる業務（口座振替依頼書入力業務、児童手当の認定請求書入力業務、こまきプレミアム商品券市民アンケート結果集計業務など）を対象に、順次導入・活用する。				
<b>取組計画</b>		<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>
		<b>実績</b>	<b>予定</b>		
AI-OCR、RPA を活用した業務の実施		実証実験・準備	実施・検証		

<b>No. 36</b>		<b>入札制度改革の推進</b>		担当課	契約検査課
<b>現状と課題</b> (～H30)	平成 25 年 3 月に策定した「入札制度改革基本方針」について、その基本的方向に沿った取組や要望に対する取組を積極的に実施してきたが、策定から 5 年が経過し、入札制度や建設業を取巻く環境なども変化してきているため、取組内容の検証や今後の入札制度のあり方を検討する必要がある。				
<b>取組内容</b> (R1～R4)	平成 30 年度に入札制度検討委員会及び入札制度検討部会を開催し、「入札制度改革基本方針」見直し(案)を作成した。平成 31 年度は、見直した改訂版を公表するとともに取組内容を推進していく。 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定式について、適切に見直しをする。市内本店企業への優先発注に努め、発注拡大の検討をする。				
<b>取組計画</b>		<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>
		<b>実績</b>	<b>予定</b>		
改訂版「入札制度改革基本方針」の推進		準備	実施		
最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定式の見直し		検討	導入・実施		

## 4. 財政運営

### (1) 歳入確保の取組を強化します

#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
市税収納率	96.6%	↑

#### 【具体的な取組項目】

No. 37	使用料・手数料の見直し	担当課	財政課
現状と課題 (～H30)	平成 29 年度に使用料・手数料の見直しを行った。		
取組内容 (R1～R4)	受益と負担の適正化を図り自主財源を確保するため、物価の動向、他市の状況等を勘案しつつ、定期的な見直しなどを実施する。		
取組計画	R1	R2	R3
	実績	予定	
担当課ヒアリング 使用料・手数料の見直し	検討		検討・見直し

No. 38	新たな自主財源の確保	担当課	財政課 関係課
現状と課題 (～H30)	平成 27 年度に庁舎内に広告付き市域地図情報案内板を設置し、30 年度にこの案内板にモニターを追加しデジタルサイネージ広告を開始した。 こまき応援寄附金は、平成 25 年度に記念品配布を開始し、寄附額は平成 26 年度の 8,400 万円から平成 30 年度の 3 億 9,600 万円へと大幅に増加した。		
取組内容 (R1～R4)	自主財源確保につなげるため、現在の取組を継続するとともに、新たな財源確保のための検討を進める。 また、国や県などの補助事業の積極的な活用について検討を進め、財源の確保に努める。		
取組計画	R1	R2	R3
	実績	予定	
有料広告の活用	実施		
こまき応援寄附金制度の推進	実施		

<b>No. 39</b>	<b>市税等の収納率維持のための取組み</b>	<b>担当課</b>	収税課 債権回収特別対策室		
<b>現状と課題 (～H30)</b>	平成 21 年以降、コンビニエンスストアにて使用可能な納付書を導入、電話催告オペレーターによる催告及びキャッシュカードによる口座振替サービスを開始した。また、平成 23 年から東尾張地方税滞納整理機構に職員 1 名を派遣し滞納整理に努めている。(平成 31 年度終了)				
<b>取組内容 (R1～R4)</b>	上記施策の周知を図りつつ、東尾張地方税滞納整理機構に参加することで得た徴収技術等を業務に活用していくとともに、令和元年 10 月より運用開始の地方税共通納税システムによる電子納税や、令和 2 年度からキャッシュレス決済の PayB を導入することにより、今後も効果的な徴収方法を検討・研究しつつ、収入未済額の回収に努め、収納率の維持を図る。				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
徴収技術と収納率の維持	実施				
PayB(キャッシュレス決済)の運用	準備	実施			
地方税共通納税システム運用	実施				
納税者の利便性向上のための取組み	実施				

## 4. 財政運営

### (2) 歳出の削減と合理化を推進します



#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
前年度当初予算と比べた経常事業経費の削減額 (累計)	22,004 千円	↑

#### 【具体的な取組項目】

No. 40	経常的経費の削減	担当課	財政課		
現状と課題 (～H30)	平成 24 年度から平成 29 年度の当初予算作成時において、経常費の 1% シーリング（平成 24 年度は 2%）を実施した。 平成 29 年度の当初予算編成からは、行政評価と連動させ、行政評価での経常事業の削減額を適切に予算に反映させた。				
取組内容 (R1～R4)	コスト意識の徹底と費用対効果の検証を行い、徹底した改善・見直しを行うことにより、経常的な経費の節減に努める。				
取組計画	R1	R2	R3	R4	
	実績	予定			
経常的経費の削減 (適宜実施)					

No. 41	小牧市公共工事コスト改善プログラムの推進	担当課	契約検査課		
現状と課題 (～H30)	小牧市公共工事コスト改善プログラム（H26～）に基づき、関係各課が公共工事のコスト縮減に取り組んでいるが、本プログラムは年限の定めがなく、策定から 5 年が経過していることから、プログラム内の取り組む具体策の内容について見直し、修正していく必要がある。				
取組内容 (R1～R4)	小牧市公共工事コスト改善プログラム（H26～）の取り組む具体策の内容の見直し検討を平成 31 年度に行い、令和 2 年度から導入するとともに、引き続き公共工事に関する総合的なコストの縮減に取り組む。				
取組計画	R1	R2	R3	R4	
	実績	予定			
取り組む具体策の見直し					
コスト縮減実施項目の推進					

<b>No. 42</b>		<b>既存補助金等の見直し</b>			<b>担当課</b>	<b>財政課</b>
<b>現状と課題</b> (～H30)	<p>平成 27 年に「補助金規則の逐条解説や事務是正のポイントなど」と「補助金のあり方と交付基準について」を通知し、各課が行う補助金交付事務の見直しを促した。</p> <p>平成 27 年度に 158 件の補助金等について一斉見直しを行い、7 件を廃止とした。その後、縮小、終期設定、見直し等の判定結果であった 22 件のフォローアップを実施し、30 年度末までにさらに 7 件を廃止した。</p>					
<b>取組内容</b> (R1～R4)	<p>各種補助金等のねらい、目的を補助対象者等に周知し、目的が達成された補助金や公益性の薄れた補助金を廃止するとともに、補助金制度の現状を把握し、一定の基準に基づき整理を行う。</p> <p>新しい補助金等を設置する場合は、「終期設定」の徹底を図り、固定化及び既得権化を抑制する。</p>					
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>		
	<b>実績</b>	<b>予定</b>				
既存補助金の見直し						
実態調査						




## 4. 財政運営



### (3) 健全で計画的な財政運営を推進します

#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
実質公債費比率	△0.5%	2.5%以内

#### 【具体的な取組項目】

No. 43	基金や市債の計画的な活用	担当課	財政課
現状と課題 (～H30)	中・長期的な視点から基金や市債のバランスのとれた活用を行い、世代間負担の公平化を図る。		
取組内容 (R1～R4)	引き続き、中・長期的な視点から基金や市債のバランスのとれた活用を行い、世代間負担の公平化を図る。		
取組計画	R1	R2	R3
	実績	予定	
計画的な市債の借入れ・基金の運用	実施 		

No. 44	公金運用の推進	担当課	会計課
現状と課題 (～H30)	財政状況が年々厳しくなる中、確実かつ効率的な積立基金等の運用が重要性を増している。金融環境も一段と厳しく、極めて低い金利状況が続いているが、有利性の追及も視野に入れた資金運用が必要である。		
取組内容 (R1～R4)	元本回収の確実性や支払準備のための流動性の確保に留意しながら、効率的な公金運用を行い、基金利子等の収入確保に努める。		
取組計画	R1	R2	R3
	実績	予定	
歳計現金及び歳入歳出外現金の運用	実施 		
基金に属する現金の運用	実施 		

## 4. 財政運営

### (4) 計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します

#### 【進捗状況を測定するための指標】

指標名	基準値	目指す方向
保全計画に基づいて実施した施設の修繕・改修費	—	↑

#### 【具体的な取組項目】

No. 45	公共施設適正配置計画の見直し	担当課	資産管理課	
現状と課題 (～H30)	今後、年少人口の減少により小中学校や保育園、子育て支援施設などの利用者数は減少し、現在の施設定員に対し余剰が発生することが予想される。一方で高齢者人口の増加により高齢者の福祉や余暇・生きがい活動のための施設ニーズが高まっていることが考えられる。適正配置へ向けた取り組みとして、平成29年3月に「小牧市公共施設適正配置計画」を定めている。			
取組内容 (R1～R4)	社会情勢や本市の財政状況等に対応した計画とするよう、令和3年度に公共施設適正配置計画の中間見直しを行う。			
取組計画	R1	R2	R3	R4
	実績	予定		
公共施設適正配置計画の実施				
公共施設適正配置計画の見直し				

No. 46	公共施設のバリアフリー化・省エネルギー化の推進	担当課	資産管理課	
現状と課題 (～H30)	平成29年3月に公共施設全体の今後と取組むべき方向性を示す「小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針」を定め、基本方針の一つとして、公共施設の質の維持・向上を掲げている。施設整備、施設改修にあたっては施設のバリアフリー化による利便性の向上や、環境負荷の低減を図るための省エネルギー化を推進し、使いやすく環境負荷の低い施設となるよう努めている。			
取組内容 (R1～R4)	施設を管理する各所管課より、工事の予算要望内容と関連する箇所に、バリアフリー化されていないものがないか、確認の上、必要な助言を行い、各公共施設の利便性の向上を推進する。また、令和3年に製造中止となる水銀灯ランプを使用している公共施設を持つ所管課に対し、計画的にLED化改修を行うよう助言を行い、各公共施設の省エネルギー化を推進する。			
取組計画	R1	R2	R3	R4
	実績	予定		
公共施設のバリアフリー化・省エネルギー化				

<b>No. 47</b>		<b>公共施設の保全計画の構築</b>		<b>担当課</b>	<b>資産管理課</b>
<b>現状と課題 (～H30)</b>	<p>本市の公共施設の多くは、昭和 40～50 年代に建設されている。今後これらの公共施設が一齐に耐用年数を迎え、更新費用の増大が懸念されている。今後は、施設をできるだけ長く利用し、長寿命化を図りながら、維持修繕や建替えにかかる財政負担を低減するとともに、費用の平準化を図るために、時期を分散させる必要がある。現在、公共施設を構成する屋根、外装等の主要部位について、改修周期を設定し、過去の工事履歴等を参考に工事の費用を算出するなど、時期と費用の見通しを示すため、施設所管課と調整を図り、学校施設を除いた施設毎の保全計画をまとめている。</p>				
<b>取組内容 (R1～R4)</b>	<p>学校施設を含めた施設毎の保全計画の作成、精査を行う。その後は保全計画を各所管課に通知し、令和2年度より保全計画に沿った施設の工事計画とするよう、各所管課に促し、工事費用の平準化を図っていく。</p>				
<b>取組計画</b>	<b>R1</b>	<b>R2</b>	<b>R3</b>	<b>R4</b>	
	<b>実績</b>	<b>予定</b>			
保全計画の構築・運用	